

四街道市下水道条例の一部を改正する条例

四街道市下水道条例（昭和50年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、工事実施前に工事材料の検査を受け、かつ」を削る。

第18条各号を次のように改める。

- (1) 第6条第1項に規定する計画の確認を受けるとき 1件につき 3,000円
- (2) 第7条第1項に規定する下水道排水設備指定工事店の指定を申請するとき 1件につき 12,000円
- (3) 第8条第1項に規定する工事完成の検査を受けるとき 1件につき 3,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の四街道市下水道条例の規定は、令和7年度以後の年度分の手数料について適用し、令和6年度分までの手数料については、なお従前の例による。